

第2回 岩倉市子ども・子育て会議 議事概要

日時：平成26年8月12日（火）13:00～

場所：岩倉市役所 第3委員会室

出席者：委員11名、事務局8名

欠席者：委員1名

1. 開会

事務局	<ul style="list-style-type: none">今日の議題は盛りだくさんですが、まだ内容が確定していないことも多々含まれています。子ども・子育て支援法の施行が来年の4月ということで公表され、それに基づいて詳細な規則が順次出されている状況です。行政や幼稚園経営者のみなさん、保護者のみなさんにとっても、戸惑いのある時期だとは思いますが。今日の資料については「案」の域を出ないこともありますが、めざしているところは、待機児童の解消に向けた施設整備、保護者の方の就労によって就学前の保育・教育に違いが出ないようにしたいと思っています。今日の議題は細かい内容ですが、課長から説明させていただきますので、よろしくお願いします。
会長	<ul style="list-style-type: none">新しい制度で理解するのは大変ですが、よろしくお願いします。

事務局より資料確認

2. 議題

(1) 岩倉市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準（案）等について

事務局より、資料1に基づいて説明

会長	<ul style="list-style-type: none">新制度についてご説明いただいたが、委員の方いかがでしょうか。
委員	<ul style="list-style-type: none">幼稚園で教育を受けさせたいと思っていて、共働きの場合、幼稚園と、併設している認定こども園、両方を利用することは可能なのでしょうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none">幼稚園で、預かり保育を利用すること、つまり1号認定で長時間子どもを預かってもらうことも可能ですし、2号認定として認定こども園で保育サービスを利用することも可能です。
事務局	<ul style="list-style-type: none">従来の制度もそのまま残るのでややこしいが、今までの幼稚園でそのまま残るのは、岩倉幼稚園と曾野幼稚園です。この2つの園は新制度に移行しないので基本的には今までとまったく変わりません。岩倉北幼稚園と遊花北幼稚園は保育所部分をつくり、認定こども園という新制度の施設となるため、幼稚園・保育所という区分はなく一体の施設となります。ただし、在園児もいるため、在園児には1号認定（3～5歳の教育）は受けていただくこととなります。フルタイム就労で、保育サービスを利用したい場合は1号認定ではなく2号認定になります。認定こども園の2号認定では、朝と夜は保育サービスを受けてもらって、間の時間は幼児教育を受けてもらうこととなります。

委 員	<ul style="list-style-type: none"> フルタイムで幼稚園を利用したい場合は、2号認定を受けることも可能ですが、1号認定で籍を置きながら、幼稚園の延長の預かりで対応できるということであればそれでよいですね。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 新制度の幼稚園であれば可能です。ただ現行制度で残った場合は、認定は関係ないので今の幼稚園と一時預かりを併用することになります。 かつては、すべて認定こども園に移行するという話もありましたが、最終的には、保護者が戸惑わないように、新しいものと従来のものを残す形になりました。これまで利用していたものは、何らかの形で利用できるようになっています。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園の授業料の区分が所得割になるというお話でしたが、来年の4月から金額が変わるということですか。その周知はどうされるのですか。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 確定していないのでわかりませんが、基本的には所得税から市民税の所得割になります。ただし、適応されるのは来年度入園される方になり、在園児については経過措置として、そのまま対応できるのではないかと考えています。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> 新年度入園される方は、これから幼稚園の入園申込書をもろう時期になり、保育園に入れるか幼稚園に入れるか悩んでいる時期だと思います。 現状、この制度のことを皆さん知らないなので、今の授業料だけを比較して検討していると思います。私も金額などを考えて今の園に入園させました。 この金額の変更などについては、どのように説明していただけるのでしょうか。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> この後説明をさせていただきますが、保育料の基準の算定基礎が所得税から市民税になります。 国の基準が示されていますが、国の区分と市の区分が異なるため、現段階での区分を示させていただきます。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 保育料の考え方について、応能負担になったことによって保育料が下がる人も出てきますが、基本的にはこの制度の切り替えによって保育料が大きく変動しないようになっています。

資料2 岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）について、事務局より説明

委 員	<ul style="list-style-type: none"> 原則、保育所型の事業所内保育の面積基準以外は国基準どおりということでしょうか。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 保育所型事業所内保育事業の設備・面積、保育室等の2歳未満の面積以外は国の基準どおりです。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 論点は国の基準よりも上乘せするかどうかですが、市としては基本的に国基準どおりとしていくということです。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> 共通事項、食事の提供の特例について、「連携施設からの搬入も可」というのはどういうことでしょうか。同じ法人の幼稚園が3園ぐらいある場合に、他の幼稚園から搬入することができるという意味でしょうか。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 保育園では自園調理が基本ですが、地域型保育事業では、連携施設としての保育園や同一企業の事業所内保育の場合など、外部から搬入することが可能だという意味です。ただし、簡易な調理設備は必要としています。

資料3 ニーズ量の資料説明

資料4-1と資料4-2に基づいて説明

委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・1号認定の19,200円は新年度から入園する子どもたちの入園料と月額授業料ということでしょうか。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・先ほど、部長からお話したように在園児については経過措置があると考えていますので、新年度から入園される方が対象となると考えています。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・在園児は今までどおりと同じと思って大丈夫でしょうか。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・経過措置については確定ではありません。国がどのような形で示してくるかによって異なりますが、現在示された方式で計算するとこうなるということです。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい幼稚園の授業料は、入園料を分割で組み込んでいる形になっています。在園児は入園時に入園料をいただいていますので、いずれにせよ配慮しなければならないと思います。 ・市では、9月から保育園の入園申込書を配布し、10月から入園申請を受け付けるということにしていますので、利用者負担が一番悩ましいところです。 ・国は「予算編成で決まっていくものであって確定はしていません」ということで、イメージしか示されていません。しかし、市町村の立場ではそんなことはできません。 ・国から示されているのは、2号・3号の保育料の算出根拠が所得税から市民税への変更があるということだけですので、これまでの保育料表を参考としていくこととなります。今の段階で資料4-2の保育料の表を配布することはできないため、今日は回収させていただき、保護者の方には、口頭での説明をしながら理解をしてもらわなければならないと思っています。 ・ただし、保育園はほぼ現行どおりでよいのですが、幼稚園はこれまでと大きく変わるので困るところだと思います。現行の考え方では新しい方の授業料は19,200円が最高になり、市民税額の区分によって変わるということで進めたいと思っています。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度からの保育料とは、「平成26年度までの授業料」と「入園料の月額」を足したものであるということで、大きくは変わらないということ、在園児については、入園料をいただいているのでその分は削減される予定であるということ、でよかったですね。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・そういうことです。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度から就園奨励費がなくなるということですが、これまでの人たちの費用負担と変わることになりますか。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・後払いか、前払いかという違いであり、基本的には変わりません。応能負担ということで、これまででは一律の授業料であったものが、就園奨励費を見込んだ形で授業料が設定されるということです。
委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度で認定こども園になった場合は、3つある幼稚園がすべて同じ利用料になるのでしょうか。
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担としては同じになりますが、上乗せ徴収・実費徴収については、保護

	者の同意をいただき、徴収することができることになっています。
委員	・授業料としては同じだけれど、実費徴収をすることによって園の特色を出していくという意味ですね。
委員	・幼稚園の方が大きく変わり、就園奨励費がもらえる人とそうでない人が出てきて、年度末に、この制度を知らない人たちの授業料負担の問題と、就園奨励費をもらう時期になった時の問題があって幼稚園が大変そうです。
事務局	・岩倉市の場合、公立の保育園と民間の保育園、民間の幼稚園、認定こども園の4種類の施設があることになります。 ・認定こども園の幼稚園部分と、幼稚園の違いはあまりないのですが、保護者にとっては費用負担の流れが変わります。今の段階で広報等でお知らせはできませんが、国の方針が出たらお示ししていきます。
委員	・計算上の問題だけで、就園奨励費をこれだけ払った場合に月の平均の授業料が19,200円ですよというだけで、就園奨励費はなくなるということですか。
事務局	・新制度での1号認定を受けた場合は就園奨励費がなくなり、毎月の授業料として所得に応じて見込まれる形になります。 ・就園奨励費の最高額は、国の基準では第1段階の月額25,700円です。それ以降は収入に応じて金額が変わります。 ・岩倉市に置き換えると、月額授業料に対して、それぞれの所得の階層区分に応じた就園奨励費をお支払していました。しかし、今後、利用者負担は、月謝から就園奨励費分を除いた金額となり、就園奨励費はなくなります。
委員	・幼稚園の場合も月々払う授業料が生徒によって違うということですか。岩倉市もそのようにしてしまうのですか。
事務局	・保育園が今もそのようにしています。
委員	・幼稚園の場合は、みんな同じ金額を払っていて、年度末に幼稚園から通知をいただいて、就園奨励費をいただいていたと思います。 ・これも、各市町で決めるのではなく、国の方針で決められているのですか。
事務局	・新制度への移行の中で保育園の制度に合わせて決められたものだと考えています。 ・現行の幼稚園として残るところはそのままです。
委員	・幼稚園は歴史があって、考えられてきて今の制度になっているのだと思います。 ・その歴史を国から言われて変えてしまうのですか。
事務局	・月謝としては皆さん同じ額を払っていましたが、所得に応じて幼稚園就園奨励費という補助金が出ていましたので、家庭の負担はそれぞれ違っていました。今回の制度改正で、補助金分も含んだ月謝としていくことになります。 ・保育園の保育料はいくらなのかは、本人しかわからないですので、幼稚園もそのようにしていこうということですか。 ・建学の精神に基づいた特色ある教育を充実する場合は上乗せ徴収をすることができますので、保護者はそこに同意して入園することになると思います。
委員	・国もイメージだと言っていましたが、予算確定ということは1月、2月ということですよ。そこでしか確定しないので、予想として始めていくということですか。

	<p>よね。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者には正確な基準は示せないですよね。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階では、正確な保育料としては示せませんので、一定の基準を示していくしかないと思っています。 ・基本的にはこれまでと大きくは変わらないという形でお話をしていきます。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料は保護者にとっては園を選ぶ際の大きな判断基準となります。 ・基本的には変わらないと言われても、保育園の徴収方法は知っていますが、現在幼稚園に通わせている保護者にとってはすごく変わるイメージがあります。きちんと知りたいと思います。 ・私は、この会議に出ているのでわかるのですが、一般の保護者は困ります。 ・幼稚園の先生が、保護者の方に説明されると、私のような反応だと思います。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・おっしゃるとおりです。 ・しかし、法律で国が決めた制度ですので、このとおりにせざるを得ないと思います。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・入園料や月謝についてはよくわかりました。 ・利用者負担などについて近隣市町村と違いはありますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の保育園の保育料も、階層区分や金額は違います。 ・階層区分が、国は8つですが、市町村がそれ以上に多いということは一般的で、応能負担として定められています。 ・近隣市町との情報交換はしていますが、なかなか進められていない状況です。 ・本来は、利用者負担が確定したところで、みなさんにきちんとお示ししたいと思うのですが、国の予算編成の12月を待っていたら来年度に対応できないので、今日の会議で説明して、今後まとまった段階で、広報などでPRしたいと思っています。 ・国の詳細が決まってから示したいと思うのですが、それを待っているわけにいかないで、皆さんのご意見をうかがいながら考えていきたいと思っています。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料の件について、保育園は、それぞれの所得に応じて払っています。 ・幼稚園は、所得に関わらず同じ金額を支払い、年度末に返ってくるという形ですが、毎月所得に応じて金額を払う方が負担感は減ると思います。一時的な負担はありません。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、お金の支払い方が変わっていくということについては、早く教えてほしいと思います。 ・月謝のことも含めて、来年度以降の入園については変わるということをお教えもらおうと、こども園、幼稚園、保育園を選ぶ判断材料になります。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の危機感が幼稚園にもあると思います。国の制度変更でやりなさいと言われていたところはやらざるを得ないと思いますが、市独自に決めてもよい範囲は、幼稚園のやり方が変わらないようにしてほしいと思います。 ・幼稚園さんも応援していきたいと思っていますので、お願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園とは調整をしながら進めています。保護者の皆様ともお話しできる場所があればと思っています。

委員	・宮川さんと同じ意見ですが、保育園でも保育園料を改定する場合に、父母の方に説明する機会があると思います。関係者への説明をしっかりとお願いしたいと思います。
会長	・制度が変わること自体知らない人もいますが、支払方法自体も変わります。その人にとっては大きな変化になると思いますので、丁寧な説明をお願いします。

資料5 保育の必要性の認定について基づいて説明

会長	・保育料とこの認定のところが一番関心が高いと思いますが、皆さんどうですか。 ・最初の申請時に、標準時間に認定されなかったが、途中で保護者がフルタイムで働く場合は、改めて申請して認定してもらえばよいのでしょうか。
事務局	・就労など状況が変わった場合は、変更の認定申請を出していただき、市で再審査をすることになります。
委員	・認定申請の変更の手続きが難しくなると大変だと思います。
事務局	・現在でも、保育園の入園決定については保護者の就労状況を確認して行っています。 ・認定については、法律上は申請から30日以内となっていますが、年度当初などの特別な場合は例外もあるようです。なるべく早くお伝えしたいと思います。
委員	・介護保険の認定申請が大変だと聞きます。
事務局	・介護保険は、認定審査会という専門医が入った審査会があるのですが、こちらの場合は事務局側でやりますので大丈夫です。ただ、月途中というのは難しく、月単位で対応する形になると思います。
委員	・国が、この時期にこの状態というのは事務局も大変だと思います。
事務局	・国も「子ども・子育て支援制度は早く平成27年4月から」と言っていましたが、「平成27年4月からを予定しています」という表現に改めましたので、これを前提として進められていくと考えています。

資料6 平成27年度保育園・認定こども園・幼稚園の入園受付日程の予定（案）について基づいて説明

委員	・申込書の配布だけでも市役所でできるとよいと思います。
事務局	・ご家庭の状況の聞き取りやお子さんの面接も必要になりますので、申込書を渡すだけということではできません。改めて説明を聞くことになると、二度手間になってしまうことも考えられます。

全体について

委員	・前回の会議の時に、基本理念で、「働きながら～」とあったと思います。全体的な印象として、働いているお母さんには手厚くなる印象を受けます。幼稚園に行っている親御さんからすると、「働きながらの安心子育て」って「働いていないといけないの？」と受け取りがちになります。 ・「安心して働けるように」ということはわかりますが、幼稚園の保護者としては肩身が狭いと思うので、もう少し文言を変えてもらえるとよいと思います。
----	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園も幼稚園も、保護者に想いがある通わせています。これから子どもを育てていく中で、岩倉市にお世話になる立場としては、仕事している保護者ばかりではないということはわかってほしいと思います。理由がある仕事をしていないお母さんもあり、大きくなってからと考えている人もいます。 ・「みんなが安心して子育てしていけるまちですよ！」という文言にさせていただけるとよいと思います。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・直面した問題は、全国的には待機児童の解消ということになり、それを解決するために、まず保育園やこども園の議論になっていると思います。 ・ただ、子ども・子育て関連3法のねらいは、少子化対策であり、また、子どもの健全育成であり、子育てを社会的に保障していこうということが狙いです。 ・議題にはありませんでしたが、児童手当などの制度も法律の中で位置づけられています。 ・例えば、子育て支援の充実ということで、認定こども園は「地域の子育て支援機能を担う」という大きな機能を持たされています。その部屋も確保されています。 ・待機児童がなくなれば、子育てのほうにシフトしていけるということになると思います。意識としては、今言われたことを念頭に置きながら進めていきたいと思っています。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今日のように資料が多い場合は、早めに資料を送ってもらえると目を通せます。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・国の方針が遅れているということもあり、これも昨日出来た資料です。保育料も国が示していないので、今回に限っては事前送付ができなかったということをご容赦願いたいと思います。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・国の資料を見ると、「消費税が10%になった段階で」とありますが、10%になるかどうか決まっていないですね。上がらなかつたらどうなるのでしょうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税増税分の0.7兆円とそれ以外の0.3兆円をあわせた1兆円で保育の量と質の確保をしていくという話です。国の前提として「できなかつたら」ということではないと思います。 ・ただし、平成27年10月に消費税が増税されても、国に税収として入ってくるのは平成28年4月からとなります。半年間のタイムラグもあるので、それまでは一定予算編成の中で財源を充当していかざるを得ないということが言われています。 ・先ほどもお話ししたように、国も「平成27年4月からを予定しています。」という表現に改めたので、消費税増税も含めて進めていくのだと思います。

以上